第一項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×37.5×β－（α－β）×37.5

（B－A）、（B－A）／A－0.100×B／A、（α－β）又は｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×37.5×β－（α－β）×37.5が負数となるときは、それぞれ0とする。

αが3.225を超えるときは3.225とする。

βが3.225を超えるときは3.225とする。

［略］

十三　第一項第一号の表第六項又は第七項に定める市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第四号中「441×A」とあるのは「441×A（附則第21条第1項第1号の表中六又は七の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第七項中「〇・〇五〇」とあるのは「一、五四八、〇〇〇を六九〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第六項又は第七項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四四、五〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

十四　第一項第一号の表第八項又は第九項に定める市町村の「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第五号中「1.238×A」とあるのは「1.238×A（附則第21条第1項第1号の表中八又は九の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第八項中「〇・一〇〇」とあるのは「一、五三九、〇〇〇を六〇〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第八項又は第九項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四二、三〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

2　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、同項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、漁港における係留施設及び外郭施設の延長の分別又は按分については、同項第五号中「第五条第一項の表中七から同項の表中十まで」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二及び三」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中四」と、都市公園の面積の分別又は按分については、同項第七号中「第五条第一項の表中十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中五」と、小学校の児童数の分別又は按分については、同項第八号中「第五条第一項の表中十四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中六及び七」と、幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の小学校就学前子どもの数の分別又は按分については、同項第十四号中「第五条第一項の表第二十七号」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十」と、六十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十六号中「第五条第一項の表中三十」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十一」と、農家数の分別又は按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十三」と、林業及び水

項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×36.7×β－（α－β）×36.7

（B－A）、（B－A）／A－0.100×B／A、（α－β）又は｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×36.7×β－（α－β）×36.7が負数となるときは、それぞれ0とする。

αが3.045を超えるときは3.045とする。

βが3.045を超えるときは3.045とする。

［同左］

九　第一項第一号の表第六項に定める市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第四号中「446×A」とあるのは「446×A（附則第21条第1項第1号の表中六の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第七項中「〇・〇五一」とあるのは「一、五七二、〇〇〇を六九〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第六項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四四、六〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

十　第一項第一号の表第七項に定める市町村の「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第五号中「1.257×A」とあるのは「1.257×A（附則第21条第1項第1号の表中七の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第八項中「〇・一〇一」とあるのは「一、五七八、〇〇〇を六〇〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第七項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四二、六〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

2　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、同項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、漁港における係留施設及び外郭施設の延長の分別又は按分については、同項第五号中「第五条第一項の表中七から同項の表中十まで」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二及び三」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中四」と、都市公園の面積の分別又は按分については、同項第七号中「第五条第一項の表中十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中五」と、小学校の児童数の分別又は按分については、同項第八号中「第五条第一項の表中十四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中六」と、六十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十六号中「第五条第一項の表中三十」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中八」と、農家数の分別又は按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十」と、林業及び水産業の従業者数の分別又は按分については、同項第十九号中「第五条第一項の表中三十六」とあるのは、附則第二十一条第一項第一号の表中十三に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中